

令和6年1月3日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

「令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の
取扱いについて」の発出について（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を 賜り厚く御礼
申し上げます。

厚生労働省老健局より、各都道府県、指定都市、中核市介護保険担当主管部
（局）宛てに、令和6年能登半島地震による災害に係る下記の事務連絡が発出
されましたので、資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく
お願いいたします。

敬具

記

【事務連絡】

令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いにつ
いて

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当:加藤恒子
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和6年能登半島地震に伴う
介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて（令和6年1月2日付事務連絡）」等において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の令和6年能登半島地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。